

第8回 貿易・投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年2月18日（火）9：30～11：11
2. 場所：内閣府合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員） 大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）
 - （専門委員） 道垣内正人
 - （政府） 稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、後藤田内閣府副大臣
 - （関係団体） 日本経済団体連合会 椋田常務理事、川口産業政策本部副本部長、森島産業政策本部主幹
 - （法務省） 入国管理局入国在留課石岡課長、竹内総務課法務専門官
 - （外務省） 外務省領事局外国人課石崎課長、山崎課長補佐
 - （経済産業省） 経済産業政策局産業人材政策室奈須野参事官
 - （事務局） 滝本規制改革推進室室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、仁林企画官
4. 議題：
 1. 訪日外国人観光客に対する入国審査手続きの簡素化・迅速化に係る規制改革要望について
 - ・日本経済団体連合会からの説明
 - ・外務省からの説明
 - ・法務省からの説明
 2. 在留資格及び高度外国人材ポイント制の利便性の向上に係る規制改革要望について
 - ・日本経済団体連合会からの説明
 - ・法務省からの説明

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻になりましたので、規制改革会議第8回貿易・投資等ワーキング・グループを開催させていただきます。

皆様方には、御多用中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本日は、安念委員が所用のため御欠席でございます。また、長谷川委員は遅れていらっしゃる予定でございます。

まず、開会に当たりまして、稲田大臣から御挨拶をいただきたいと思います。大臣、よろしく願いいたします。

○稲田大臣 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しいところ、委員の皆様方、また関係各府省の皆様方、団体の皆様、お集

まりをいただきましてありがとうございます。今日は、後藤田副大臣も、ありがとうございます。

本日の貿易・投資等ワーキング・グループでは、入管政策の改定に係る規制改革要望について御議論いただくこととなっております。政府を挙げて観光推進に取り組んだ結果、昨年12月、史上初めて、訪日外国人旅行者数が1,000万人を突破しました。日本経済の活性化のためにも、訪日観光客や高度な外国人材の受け入れ促進は極めて重要な政策の一つだと考えております。

さらに、私が初代の担当大臣であるクールジャパン戦略の推進、世界の注目を集める2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて訪日外国人数をより一層増やすためには、治安維持を前提とした上で、入国に係る不便な規制、障害を徹底的に取り除くことが必要だと思っております。

本日は、大崎座長のもとで皆様方の活発な御議論をどうぞよろしくお願い申し上げます。私からは以上です。

○大川次長 稲田大臣、どうもありがとうございました。

それでは、報道の皆様には、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大川次長 それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループの議事概要は公開することとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今後の進行は、大崎座長をお願いいたしたく存じます。大崎座長、よろしくお願いいたします。

○大崎座長 それでは、本日、貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目であります入管政策の改定についての議論を行いたいと思います。

まず、この訪日外国人観光客に対する入国審査手続の簡素化・迅速化についての御要望をいただきました日本経済団体連合会からのプレゼンテーションをお願いしたいと思えます。

本日は、日本経済団体連合会より、棕田常務理事、川口産業政策本部副本部長、森島産業政策本部主幹にお越しいただいております。

また、所管省の外務省から石崎領事局外国人課長、法務省から石岡入国管理局入国在留課長にも御出席をいただいております。

それでは、日本経済団体連合会からお願いいたします。

○日本経済団体連合会 おはようございます。ただいま御紹介いただきました日本経済団体連合会の棕田と申します。

規制改革会議の皆様には、日ごろより規制改革に大変真摯に取り組んでいただきまして、おかげさまで大変具体的な成果が多く出ておりますこと、私ども大変感謝しております。また、本日は、こうした機会を頂戴いたしましてありがとうございます。

アベノミクスの第1の矢、第2の矢が非常に功を奏しまして、今、日本経済は上向きの

基調に入っております。今後は、これを持続的な成長にいかに関結びつけていくかということが重要な課題だと思っておりますが、そのためには、成長戦略を着実に進めていくということだと思っております。その中でも、観光立国、あるいは外国人材の受け入れというのは、大変重要な柱であると我々思っております。本日は、その関連の制度の見直しにつきまして御提案させていただきたいと思っておりますので、是非産業界の考え方をお聞き取りいただければと思っております。

それで、まず、観光につきまして、森島から御説明申し上げます。

○日本経済団体連合会 それでは、観光の分野につきまして、私より御説明させていただきますと思っております。資料1-①を御参照ください。

まず、2ページ目の規制の見直しの必要性についてです。今回は3項目要望させていただいておりますが、その前提となる総論、考え方でございます。

つまり、観光立国の実現というのは、我が国の成長戦略において非常に重要な柱になってきており、1ポツにございますとおり、少子高齢化・人口減少社会の到来という中で、観光振興を図っていくことを通じて交流人口を拡大し、さらには、地域経済の活性化・雇用創出へと結びつけていく必要があると思っております。

観光は、他の産業とも非常に大きな関連がございますし、裾野の広い産業でございます。ここが活性化することで、その波及効果は極めて大きなものになると考えられております。参考でございますけれども、旅行消費額は20兆円を超えておりますし、その雇用誘発効果も397万人と非常に大きなものになると期待されておりました。ここをいかに活性化させていくかが重要です。

また、2ポツにございますとおり、世界の旅行需要も非常に大きく伸びてきております。とりわけ東南アジア中心に伸びていくことが予想される中、いかにここをどう取り込んでいくかが大切な話ではないかと思っております。

加えて、観光立国の実現につきましては、安倍総理の施政方針演説の中でも、2,000万人の高みを目指していく、そのためには、外国人にとって不便な規制等については徹底的に洗い出して見直しを図る、と指摘されておりますので、私どもとしても、その流れに沿った形で、是非不便な規制等を見直しを図っていただきたいと思っております。

こうした中、オリンピックの開催、富士山の世界遺産登録、さらには、和食の文化遺産登録等、追い風が吹いています。今こそ、この観光立国の実現を図っていく上で、まずはたくさんの外国人の方に来ていただいて、日本のよさを知っていただくということが必要なのではないかと考えております。

少し総論が長くなりましたが、続いて具体的な要望である各論の3項目について、御説明させていただきたいと思っております。

まず、3ページ目の寄港地上陸許可手続の運用改善についてです。

規制の現状は、資料に書いてありますとおりで、船舶または飛行機に乗ってくる外国人等が、本邦外に赴こうとする場合、買い物や休養等のため、乗ってきた船舶等の寄港した

出入国港から出国するまで、要は72時間の範囲で上陸許可が与えられるとされております。この運用をもう少し改善していただけないか、要は、少しでも運用を改善していただくことで、外国人の方にちょっとでも日本のいいところを知っていただけるようになるのではないかと考えております。

実際に、運用の一部改善されており、以前に寄港地上陸許可をいただいているからといって、2回目は駄目だよということではなく、大変ありがたい話なのですけれども、まだ最先便でなければ駄目だといった運用が一部なされていると聞いております。

そうした状況を踏まえ、4ページ目のおおりの現場に周知徹底を図っていただきたいというのが我々の要望でございます。その理由として、外国人が日本を経由して、そのまま他国に行くことが前提なのであれば、そうした方々も、少しでも日本に興味を持っていただいて、ショッピングや食事等でお金を落とすだけであれば、国内消費の拡大にもつながっていくことを挙げています。範囲は限られてしまうかもしれないですけれども、「ああ、日本ってこんないいところなのだ」と、ちょっと立ち寄った話でも、それが口コミで広がっていくことになれば、日本の好感度を上げていくことにつながっていくのではないのでしょうか。この許可をどうにか無くして欲しいということではなくて、運用面での改善を是非していただきたいと思っております。

ちなみに、「ご参考」のところでございますけれども、韓国では、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国のいずれかの査証と目的地までの航空券を持っていれば、30日以内で無査証の入国を認めております。聞き及びますと、韓国ではこれによって多くの外国人をうまく取り込んでいるとのことで、こうした対応も参考になるのではないかと考えております。

続きまして、5ページ目、トランジット・ビザ発給方法の見直しでございます。

我が国を経由して外国に向かう旅行者が、最大14日間の滞在を認められるトランジット・ビザは、現在、在外公館の窓口で申請・取得しなければなりません。本件では、ビザをとらなくてもいいのではないか、ということをお求めているのではなくて、もう少し簡素なやり方を認めていただきけるよう要望しています。具体的には、主要空港でも発給する、あるいはネットの申請等でも取得できるように見直して欲しいと思っております。そうすることで、旅行者も、今、ネット等でいろいろな申請等も済ませているという中、ビザ等もうまく取得することができるようになれば、日本は行きやすい国だということで好感度が高まり、訪問客が増える可能性があるかと思っております。

実際に、空港やネットでビザ発給を行っている国もありまして、豪州やカンボジア等では、既に対応が始まっていると聞いております。もちろん、不法滞在等への対応との兼ね合いがありますけれども、簡素なやり方によって旅行者の不便を無くしていくというのが基本方針ではないかと思っておりますので、御検討いただければと思っております。

続きまして、6ページ、訪日外国人に対する査証発給要件の緩和・見直しについてでございます。

現在、昨年7月から対マレーシア・タイ向けはビザが免除されて、また、ベトナム、フィリピン向けも数次ビザ等が発給されるなど、非常に緩和されてきているのが実情でございます。

中国については、2012年7月から、東北3県と沖縄を訪問する場合の個人観光客に対しては、数次ビザの発給ということで、3年間はビザ発給しなくても自由に行き来できるという状況になってきて、確かに緩和されてきているのは事実でございます。これをさらにもう一歩進めてもらいたいと思っております。

具体的な要望は、7ページ目、外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し(2)でございます。まず、これまで進められてきたビザの緩和については、引き続き積極的な対応を図っていただけないかと思っております。具体的にどこの国がということを我々申し上げているということではないのですけれども、順次広げられるところがあれば、ここは適宜対応していただけないかと思っております。

その理由は簡単でございます、査証緩和は外客数の増加に直結するというのが、目に見えた結果でございます。具体的には、11ページ目の参考資料④を御参照いただきたいのですが、JNTOの資料でございますけれども、2013年の各国別の増減率を載せております。とりわけ顕著なのがタイで、前年同期比74パーセント増となっておりますし、またベトナム等、ビザの発給が緩和された地域は軒並み大幅増となっております。中国に関しましては、政治的な要因等ございまして減ではありますが、今後そういった課題が解決されれば、必ず増加に結びつくことは、間違いない話でございます。

そうした意味で、7ページ目の2ポツのところですが、東北3県の数次ビザに、中国に関しましては、対象地域を拡大して全国への展開も図っていただけないかと思っております。こちらは、東北復興と若干関係いたしますが、ビザの緩和が大きく旅行者の増につながるということは目に見えた結果でございますので、是非積極的な対応をお願いしたいと思っております。

なお、中国の数次ビザに関しては所得要件も非常に厳しいと言われております。具体的な金額まではつかんでおりませんが、旅行会社等を通じた話だと、所得要件を課されているため申請を諦めてしまっているケースもあると伺っておりますので、この辺の緩和についても御検討いただけないかと思っております。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、この今の御要望に対する考え方について、では、最初に外務省から御説明をお願いできますでしょうか。

○外務省(石崎課長) 外務省の外国人課長の石崎と申します。本日は、外務省としての考え方を述べさせる機会をいただきありがとうございます。

今、日本経済団体連合会さんから3つの御要望がありましたが、外務省に係るのは2つ目、トランジット・ビザ、それともう一つは観光客に対するビザ発給要件の緩和の部分です。

まず、トランジット・ビザの発給方法の見直しということから御説明させていただきます。

若干法律的なことを申し上げて申し訳ないのですが、日本の空港において、トランジット・ビザを発給することは、法律上困難です。と申しますのは、ビザ、つまり査証というのは、日本国領事官等が発給することになっております。入管法第6条第1項というところに書いてあります。日本国領事官等とは何かというのも、同じく入管法の2条第4号に、「外国に駐在する日本国の大使、公使、領事官」となっています。そういうことになりますと、空港で発給するということは、法律を改正すれば別でしょうけれども、かなり困難です。

では、現実問題として、法律改正してこういったことにするメリットがあるのかと申しますと、ビザを発給しただけでは入国が許可されるわけではありません。あくまでもビザを発給して、それに基づいて空港でもう一回上陸許可を受けることとなります。そうなりますと、いわば空港でビザを発給して、なおかつ上陸許可を受けるという2回のことをする、いわば屋上屋を架すような形になりますので、実質的には意味がなく、むしろ空港でビザを出すということは、ビザ免除、査証免除ということと同じことになるのではないだろうかと考えております。

同じくトランジット・ビザについても一つ、ネットでの申請・取得について御要望がありました。これにつきましては、日本経済団体連合会さんから御指摘がありました通り、査証（ビザ）の発給を受けるためには、大使館等への来庁が必要です。これはなぜかと申しますと、これは、ビザ審査においては、犯罪あるいは不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は、原本によってその真偽性を確認する必要があることから、今はインターネットによる申請は認めておりません。また、申請に当たりましては、本人性、それが本人であるかどうかを確認する必要があります。そのため、来庁しない限り、本人性の確認は困難です。

まず、大前提として、現在、ビザ免除の国が六十数カ国あり、そういったビザ免除の国は、当然トランジット・ビザも免除されています。そうしますと、トランジット・ビザが必要な国というのは、結局、ビザ免除がなされていない国になります。そのため、少しこういったことは偏見になるかもしれませんが、そういった国・地域については、提出書類について真偽性を確認する必要がより高い国であるということですので、やはり難しいと思います。

ただし、現在でも申請者の負担を軽減する必要があると思っておりますので、申請時に本人が出頭しなくても、例えば委任状を所持した代理人あるいは在外公館ごとに申請代理機関、要は旅行会社が多いと思うのですが、そういうところが大使館に代わってきちんと本人であることを確認してもらえれば、それを信用しまして、その方が持ってくることについては認めますという扱いをしております。現在でも本人の負担は十分軽減されていると考えております。

以上がトランジット・ビザの関係です。

2つ目に、日本経済団体連合会さんの資料で申しますと6ページ以下になりますが、ビザ発給要件緩和・見直しについて申し上げます。

これについては、私どもも簡単な資料を準備させていただきました。後ろのほうになるかと思うのですが、資料2というところに青っぽい1枚紙があると思います。実際、この資料2というのは、恐らく日本経済団体連合会さんが今、提出していただいた資料とほとんど重複します。ただ、それをあえて分かりながらちょっと御説明しますと、まず、大前提として、私ども外務省としては、日本経済団体連合会さんと見ている方向は同じです。つまり、観光立国とか、あるいは日本再興戦略とか、そういうことを考えますと、やはりできるものであれば、ビザ緩和はできる範囲内でやっていきたいという考え方は、当然向いている方向は同じです。そのために、この資料2にもありますように、特に昨年7月はかなりやったのですがASEANの諸国について、重複になりますので余り細かいことは申し上げませんが、かなり緩和しました。

それから、日本経済団体連合会さんの説明の中にはなかったものとして、10月15日にアラブ首長国連邦についても、数次ビザの発給を開始しました。それから、少し遅れたのですが、ASEANの最後の国、ミャンマーについても、今年の1月15日に数次ビザの発給を開始しました。

それから、この資料にないのですが、もう一つ御紹介しておきますと、まだビザ緩和は始まっていませんが、インドについても、もうビザ緩和することについては、総理は1月でしたか、インドを訪問したときに先方に言っていますので、近々、近々といっても、来月、再来月あたりになるかと思えますけれども、数次ビザを導入することを考えております。

他方、今後のさらなるビザ緩和につきましては、各国ごとの二国間関係を巡る状況を当然踏まえる必要はあります。

あと、当然もう一つ重要なのは、では、観光立国だから全て緩和と言うのかということ、やはり問題は治安等への影響というものはどうしても考えなければいけません。こうしたことを総合的に考慮しながら、今後とも検討していきたいと外務省としては考えております。

以上です。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、法務省からの御説明をお願いいたします。

○法務省（石岡入国在留課長） 法務省入国在留課長の石岡です。よろしくをお願いいたします。

本日は、法務省の立場を説明するこのような機会を与えていただきましてありがとうございます。

それでは、法務省から、日本経済団体連合会様からの御要望の1つ目の事項、寄港地上

陸許可手続の運用改善について、法務省の考え方について説明させていただきます。

まず、法務省の基本的立場について御説明させていただければと思っておりますが、観光立国の推進、これは国是と考えておりまして、法務省入国管理局といたしましても、この観光立国の推進にできるだけ貢献していきたいと考えております。そのような中で、入国審査あるいは出入国手続、これの円滑化については、できるだけ進めていきたい、このように考えております。

その一方で、犯罪者とか、あるいは不法就労を企図する者を水際の的確に排除する、これも入管局の大きな使命と考えておりまして、安全・安心な日本社会の実現といいますか、安全・安心な日本社会を維持していくということは、法務省入国管理局の大きな使命の一つだと思っております。そういう意味で、この両者につきまして、高度な次元での両立を図っていかなければいけない、図っていくような取組をこれまでも行ってきましたし、今後とも行っていきたい、このようなふうと考えておるところでございます。そのような考えに基づきまして、寄港地上陸許可手続についても運用を行っておるところでございます。

法務省の提出資料、資料3を御覧いただければと思っておりますが、1枚目、ここに寄港地上陸許可の許可要件、これは、入国・在留審査要領という通達でございまして、この要領に基づいて、全国の空港の審査官は審査を行っておるということございまして、その要領につきまして、日本経済団体連合会さんからの説明でも、11月から運用改善が行われているというような説明がありましたが、11月に見直しを行っております。左側が11月以前の要領でございまして、右側が11月に改正した要領ということでございます。

従前、左側につきましては、これは平成17年からこのような運用を行っておったわけございまして、査証を事前に取得してこなかったことに合理的な理由が認められることというのが要件の一つとして定めておりました。これが(9)でアンダーラインを引いておるところでございます。これは、当時、不法残留者が20万人程度おりまして、外国人の犯罪も非常に多かった、そのような中で、寄港地上陸許可手続を組織的に悪用する事案がある中で、そのような悪用事例を防止しなければいけない、そのような観点から、このような形で厳格な形の審査の要件を定めて運用してきたところでございますが、その後、不法残留者につきましては、関係各府省の御協力を様々いただきながら取り組んできた結果、現在6万人程度までに減少しております。また、外国人の犯罪についても、もちろん皆無ではございませんが、社会の耳目が注目するような凶悪犯罪についても非常に減少しております。

そのような中で、入管局として、寄港地上陸許可についても見直しができる部分については見直しをしようということで、昨年11月に見直して右側のような形で定めております。不法残留者が減っておりますし、さらには、入国審査の際に、今、全ての外国人については指紋の提供をいただいております。そのような形の法律改正もさせていただきまして、犯罪者とか問題のある方々については、当然上陸審査の段階で指紋の提供をいただいで、我々のブラックリストと照合して的確に排除できる、そのようなことも可能になって

おるといふことで、昨年11月に寄港地上陸許可についても見直しを行って、右のような形に運用を変えておるところでございます。

(9)のところを、御覧いただければと思いますが、従前は、ビザを取ってこなかったことについて合理的な理由がないと認められなかったということですが、11月以降については、寄港地上陸許可申請の趣旨に合致した形で申請をいただいて、不法就労の恐れがないような方々については、一件一件個別に審査はさせていただきますが、その審査をする中で問題がなければ許可を与えていく、そのような形で運用改善を図らせていただいたところでございます。もちろん、申請者あるいは希望者の方について一律許可できませんから、中には当然不許可になる案件もありますが、我々としては、一件一件的確に審査して、問題ない人については許可していきたいと思っておりますし、そのような考え方を現場にも徹底させていきたい、このように考えておるところでございます。

最後に、日本経済団体連合会様から、韓国の例の御紹介がございました。日本経済団体連合会様の資料でいうと4ページの参考の2のところになるわけですが、韓国では他国のビザがあれば無査証での入国を認めている、そのような御紹介がございましたが、我々、寄港地上陸の審査をする際に、もちろん一定の国のビザを取得しているということについては、その方がその国に入国できるということでございますので、寄港地上陸申請の審査をする際も、1つの積極的な考慮要素としては当然考えることは可能でございますが、他国のビザを持っているから、もう日本は審査をしなくて一律に許可を与えるということは、そこはなかなか難しいと考えておまして、韓国のように、他国のビザを持っていれば入国を認めるということは、なかなかそのとおりはできないのではないかと考えております。

また、韓国につきましては、いろいろな形で入国の要件緩和をされているという報道に接しておりますが、一方で、その結果、不法残留者が増えているという報道にも接しておりますので、我々としては、もちろん観光立国の推進にできるだけ貢献して出入国手続の簡素化は図っていきたくと思っておりますが、その一方で、問題のある外国人については、今後とも的確に水際で排除していく必要がある、このように考えておるところでございます。

法務省からは以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、この問題についての議論をしたいと思うのですが、最初に、進行役の特権を濫用させていただきまして、申し上げたいのですけれども、この問題については、私は個人的に非常に強い思い入れがございまして、と申しますのは、私自身、海外出張なども頻繁に参りますし、海外旅行も好きなものですから、もうかれこれ50カ国ぐらいいろいろ訪問しておるのですが、ビザを取得しなければいけないということはほとんどないです。

日本人は恐らく、きちんとした統計はないのですけれども、世界百数十カ国の国から、入国に関するビザを、短期滞在であれば免除してもらっているわけでありまして。これは、日本が経済成長をなし遂げ、平和外交をやってきて世界から尊敬される国になり、日本国民に是非来て欲しいというふうにとくさんの国から思ってもらっていると、これはこれで

素晴らしいことだと思いますが、他方で、日本に入国する外国人のビザが六十数カ国にしか免除していない、されていないというのは、これは、私は本当に国として恥ずべきことではないかと思うのです。失礼千万。つまり、向こうの国が、日本人が入るときにビザが要らないと言ってくれているのに、こっちに来るときには、ビザを取れ、それで、場合によったら所得要件を課すとか、これなんて、本当に人の足元を見ているというか、人を侮辱していることだと私は思うのですね。一定の所得のない人間は来るな。来たら泥棒をやるかもしれん、犯罪者になるかもしれんと決めつけているわけですね。

犯罪とかそれはもちろん大事です。でも、日本人がビザなしで海外に行って罪を犯している例だってあるわけですよ。ですからそれは、入国審査のときに犯歴なんかを照合するとか、あるいは、それから、不法滞在の防止に関しては、帰りの航空券をきちんと持っているかというのをチェックするとか、そういうことはどんどんやっていただくべきだとは思いますが、やはり原則として、日本人にビザを要求していない国のビザは、こっちも要求しないというぐらいの大胆な政策転換が要ると私は思っております。これは是非、政務のお立場で御検討いただきたいと思うのですね。

それで、外務省から御説明あったとおり、いろいろやっておられるというのは分かるのですけれども、これを見ると、何か一次ビザだったものを数次ビザにするとか、数次ビザだったものをビザ免除にするとか、段階的にやっておられますね。大体、物事を段階的にやるとインパクトがないわけでありまして、これは、やはり日本はオリンピックも開催するのだから、一挙に100カ国ぐらい、あと40ですか、既に六十数カ国免除しているのですから、100カ国ぐらいまでビザ免除を拡大するとかというようなことを大胆にやらないとやはりインパクトがない、観光立国を本当に推進しているということを訴えられないと思うのですよ。

皆さん、公務員の方は、海外出張されるときも公用旅券で行かれるでしょうから、ビザを取ることがいかに面倒くさいかというようなことは余りおわかりになっていないと思うのですけれども、自分のパスポートを1カ月間ぐらい取り上げられてしまうというのは、いろいろな意味で不便でありまして、審査をするのだからいいだろうというような問題ではないのだということですね。ましてや所得要件などというのは、先ほど申しましたが大変失礼な話で、何で自分で去年収入が幾らあったのか言わないと日本に行けないのだ、そんなのだったら行くかという反日感情に火を注ぐだけの要件ではないかと、私は正直思っております。

以上、大変勝手なことを申しましたが、ですから私は、結論としては、日本経済団体連合会さんからの要望というのは、いろいろテクニカルなことが入っていて、それはそれで現実的に対応するというお考えでこういうことを言われているのだと思うのですが、私はそうではなくて、もう査証免除の急速な拡大というのが大事だろうと思っております。

それから、一言申しますと、トランジット・ビザについて外務省がおっしゃったことは、私は全くそのとおりだと思っていまして、トランジット・ビザを増やすということは、必

ずしも、余りいいことではないのではないかと。

それから、寄港地上陸許可についても、これも、私は、有用に活用するとすれば、ビザ免除の対象者とそうでない人が一緒にやってくるような場合に有効だと思っていまして、例えば具体的に言うと、クルーズ船などでいろいろな国籍の方が混ざって乗っておられる。そのときに、寄港地上陸手続をうまく使うと、船に乗っている人の一部が上陸できないというような変なことなしに全員が観光できていいのではないかと。ただ、これを一般的に拡大していくことは、私は必ずしも余り意味がないのではないかと感じております。

すみません、勝手なことをばらばらしゃべりまして。それでは、委員の方、あるいは大臣、副大臣、御意見、御質問をいただければと思います。どうぞ。

○外務省（石崎課長） 今、大崎座長から、他の国が日本人に対してビザを免除しているから日本も免除すべきだという意見については、やはりそれは考慮要素の一つには多分なると思います。ただ、実際の経験から申しますと、こういうことがあります。例えば、昭和30年代、40年代に、バングラデシュ、パキスタン、イラン、そういった国が、二国間関係とかそういうことを理由にビザを免除しました。それが、昭和60年代に、そのビザ免除を悪用しまして日本に入国しました。それによって、一番多いときには、不法残留者が30万人近くまでいったことがあります。当然、ビザ免除が原因の一つだと分かっていますので、たしか昭和63年ごろには、バングラデシュ、パキスタンのビザ免除を停止しましょうということをしたのですが、やはりそのときに、日本人もビザ免除だからということではなかなかうまくいかず、すぐには停止できなくて、停止できない間にどんどん膨らんでしまった。やはりそういった経験があります。こういうことを考えますと、そういった問題が起こらないということを最初に確認した上で、慎重な検討が必要だというのがまずあります。

それから、御指摘のとおり、ビザ免除といっても、実際、上陸申請はあります。上陸するときに、当然入国審査官のほうで審査をしていただきます。ただ、例えば、少し極端な例で申し訳ないのですが、テロリストなんかにつきましては、上陸しようとしても、上陸許可は受けられないけれども、既にもう入国してしまっていますね。それよりは、海外のほうで、分かっているならばそういう者を排除したほうがいい。それはもうテロリストに限らず、例えば最初から入国が認められないという、例えば退去強制されてから5年以内の者とか、そういう者は空港まで来るよりは、日本に到着するよりは、日本に到着する前に排除したほうがいいということで、もともとのビザというのは、そういった本当に問題がある方について、日本に来る前に事前チェックをするということが念頭にありますので、そういったことを考えますと、やはり何度も申し上げておりますが、やらないとは申し上げませんが、やるに当たっては、それなりの慎重な検討が必要だと考えております。

以上です。

○大崎座長 ちょっとよろしいですか。そういうことであれば、アメリカでやっているESTAみたいな、パスポート保有者の前歴等々の照合ができるような制度を導入すれば、査

証免除は維持したままで事前審査も可能なのではないですか。

○外務省（石崎課長） ESTAといっても、結局、申告はするけれども、到着はできてしまう場合もあると思うのです。申告はしていただきますので、結局、上陸は認められませんが、それでもね。

○大崎座長 でも、空港まで来るのは、航空会社も儲かるからいいのではないですか。これは冗談ですけども。すみません。いかがでしょうか。

○稲田大臣 今の議論を聞いていて、やはり誰を入国させるかは主権の問題であって、ストレートに相互主義というのはなかなか適用しづらいのかもしれない。私もかつて入国拒否されたことがあります。だからといって、入国拒否をするとか、そういうことはないだろうと思うのですが。

1点、この寄港地上陸許可手続の運用改善について聞きたいのですが、11月から運用が一部改善されたということですが4番の「審査に時間がかかっている」、それから、「出発予定の便が最先便でない場合には上陸を許可せず、出発便を最先便に変更すれば許可するという運用をしているケースが存在する」と、ここについて法務省、現状が一体どれくらい審査に時間がかかっている、また、この最先便でない場合に上陸を許可しないということがあるのか、あるとすれば、それは何か根拠があるのですか。

○法務省（石岡入国在留課長） 大臣からの2番目の御質問、最先便でない場合に許可しないという運用、そちらの御質問についてでございますが、最先便でなければ一律許可しない、そのような運用は行っておりません。ただし、ケースによっては、どうして最先便ではないのか、その間、どのような形で国内に滞在されるのか、そのようなことを確認して、疑問があれば許可されない場合があるということだと思います。

いずれにしても、適切な審査をして、寄港地上陸許可制度の趣旨にのっとった運用を行うように、今後とも現場に周知徹底を図っていきたいと思っております。

1番目の御質問、審査に時間がかかっているという部分でございますが、11月以降の審査時間について数量的に統計をとって、それでどうなっているというデータは、今、手元にはございませんが、いずれにしても、仮に時間がかかるようになっていくということであれば、そこは、できるだけ短くするような形に努めていきたいと考えております。

ただ、寄港地上陸許可申請をされる方というのは、査証免除国ではない国の方で、さらにビザを持ってこなかった方でございますから、やはり審査には一定の時間がかかります。慎重に確認をして、許可すべきでない者は的確に排除しなければいけません。そういうことで、一件一件の審査にはやはり一定の時間がかかるということは御理解いただいた上で、申請が増えた結果、全体として審査に時間がかかっているような実態が顕著であるようであれば、職員をそちらに重点配分するなり、適正な運用に今後努めていきたいと考えております。

○大崎座長 どうぞ。

○後藤田副大臣 ありがとうございます。大崎座長の意見ももっともだなど思うし、石崎

課長の御説明ももつともだなと思って伺っていましたが、ただ、明らかに諸外国の賃金とかがどんどん上がってきていることは確かで、そういう中で、先ほど外務省も緩和をやっていきますよということだと思えます。

このビザの問題ばかりに今、着目していますが、やはり全体像をみた上でビザをどうするかということも考えなければいけないと思っていて、今日も、観光庁も来ていないし警察庁も来ていないのかな、事務方で誰か来ているのかな。来ていないのだね。日本経済団体連合会さんも、「日本経済団体連合会」という形で来られているけれども、一体これは誰が、どういう業界がこういう要望を出しているか。大体、日本経済団体連合会を表に出して言うからずるいのだね。そこは明確にさせていただきたいのですね。

もっと言えば、日本経済団体連合会も含めて経済界がやるべきこと、国内においてもやるべきこと、今まで水際について、緩和しろ、緩和しろと言うけれども、私どもは外国に行くと、ホテルに行くと必ずパスポートを提示させられるけれども、日本も今、ホテルに泊まる時は、パスポートを見せなければいけないのではしたか。外国人が泊まる時はどんなになっていますか。そういうことも含めて考えないと。あと、指紋もとっているのですか、全部の外国人には。

だから、そういうビザ以外で、観光立国のためにどんなことを総合的にやっていて、それでビザですよという話をしてくれないと。ビザの話だけで、なおかつ「日本経済団体連合会」という形で来られても、それで水際で頑張っている外務省、法務省を相手に緩和、緩和と言うのも、これはちょっと気の毒だなと思っているのだけれども。

それから、さっきのESTAの話が座長からもあったけれども、一体そういうものは全体としてどうなっているのかということもきちんと説明した上で、もう一回ちょっと、そこら辺、きちんと日本経済団体連合会も調べると思うし。それで、皆さん方も、社会政策としてしっかり役所がやっているということも分かっていると思うのですね。自由経済と社会政策、我々政治・行政は、これは両方しなければいけないのです。自由ばかり言ってもらえないのですね。でも、日本経済団体連合会も一応、やはり経済の代表なので、社会政策として治安とかそういうものをどう考えているか、これをちょっとしっかり説明していただきたい。

○日本経済団体連合会 ありがとうございます。確かに観光立国の実現に向けて、パッケージについてはなんですが、ハード・ソフト面を含めた統合的な提言をしてきたところで、本日、我々お示しした要望、ビザの緩和とか、あるいはトランジットの話というのは、その一部という位置付けになります。今回はビザの話と寄港地に関する項目だけを挙げましたが、全体的な提言という意味では、Wi-Fiの設置なども指摘しているところです。

また、観光立国実現に向けた基本計画の策定といった機会をとらえて、日本経済団体連合会として種々意見を述べてきています。

本日我々が要望しているのは、必ずしも許可をなくしてくれといったことではありません。運用面でうまく何かできないのかということ、安全とか安心とかということをなく

してまでやって欲しいということではありません。そこはまさにバランス問題でもありませんし、先ほどの出ましたビザの話のように、どちらか免除しているのだから双方で免除してはどうかという話も確かにありますけれども、現時点ではそこまで踏み込んだ話をしていくわけではない。もちろん経済的な状況など、いろいろなところを踏まえて、段階的にもいいから緩和できるところは緩和していき、うまくいけるところはどんどんやっていただきたいということです。そういう意味では、経済的な話と安全・安心の話とで、バランスのとれたところで議論していただければと思っております。

○後藤田副大臣　それで、これは誰が委員長をやられているのですか。どういう方々が。皆さん、日本経済団体連合会の事務方ですよ。

○日本経済団体連合会　観光委員会の委員長は、JR東日本の大塚相談役、共同委員長は味の素の山口会長が務めております。また、観光委員会の下に実働部隊として企画部会がございまして、部会長は三井不動産の菰田社長が務めています。

○後藤田副大臣　それで、JRがやっているということであつたら、JRが外国人観光客向けのパスをやっているのだけれども、のぞみに乗れないというのですよ。だから、そういうものをしっかりやってから物を言っていきたいときちんと言っておいていただきたい。僕のところにはそういう意見が外国人からいっぱいあるのです。だから、やはり言うのであつたら、きちんとしてやってくれと。僕はそれを聞いたかった。役所もそうですよね。そういうことだと思いますよ。

あと、やはり空港は、日本人はすうっと入って、日本人の客が終わったら、もうやれやれと帰っていく担当者がいて、外国人がずっと並んでいる光景を、僕は成田空港とか羽田空港とかでもよく見たのです。これは誰の責任なのですかね。「俺の仕事はもう終わった」みたいに。だけれども、外国人が待っているのに、何で空席のブースが目立つのだろうなという光景を僕は何度も見ているのだけれども、そこも含めてちょっと。

○法務省（石岡入国在留課長）　後藤田副大臣から、まず、上陸審査のときの指紋の話がございました。これは、原則、全員とっております。ただ、外交官の方あるいは16歳未満の方は除いていますが、それ以外の一般の外国人の方は、観光で来られる方も、留学で来られる方あるいはお仕事で日本に来られる方も、皆さん、上陸申請のときに指紋を提供いただいて、それで我々のブラックリストとチェックさせていただいております。

2点目の御質問は、空港の審査関係でございますが、当然日本人が終わったら、その後、外国人にということ機動的な運用をさせていただきます。統計もとっておるのですが、日本人客と外国人客の上陸者数の比率に比べて、ブースの開設の比率は外国人の方に厚く開設して、外国人も日本人もできるだけ円滑に上陸審査あるいは出国の確認ができるようにしております。

それで、副大臣が何度か空港で御覧になられた、外国人がまだおられるのに、審査が終わった人間がいなくなるということでございますが、これは、見られたそのケースが間違いなくこうだとはならないのですが、空港の審査というのは、幾つもの箇所に分かれてお

ります。ですので、例えば別の箇所に今度多数の乗客入ってくるということが分かっていると、その審査場は、ブースの開設数を少なくして、職員が他の審査場に移って、そちらで審査するようになっております。ですから、たまたまお客様が目の前で御覧になっていたら、何かまだ外国人の方がいるのに、みんないなくなって、休憩しているように見えるかもしれませんが、それは休憩しているのではなくて、別の審査場にて、そちらにたくさん乗客が来るので、そちらの審査をする、そのような形になっている、そのようなケースを御覧になられた場合もあろうかと思えます。

○後藤田副大臣 今のそれはそれでいいのだけれども、ただ、言いたかったことは、あの行列をどうなくすか、人を増やせばいい話ではないですか。

僕はマレーシアに行って、観光大臣と先月会ってきましたけれども、観光に4,000億円の金を使っているというのですよ。その5倍の収入があるからいいのだと。日本は観光予算が百何十億円なのですよ。沖縄県は特別、もっと、百数十億円使っているけれども、沖縄県と日本の観光予算が大体一緒なのですね。1人当たり、大体1万円なのですよ。マレーシアも4,000万人弱ですから、4,000億円弱ですから。だから、そういうものをもっと増やすとかというのも、1つサービスとしてありなのですね。

だから、日本経済団体連合会の要望、そういうものはしていますか。入国数を増やして待たすのをやめろみたいなものもしているのでしょうか。

○大崎座長 今の副大臣のお話にちょっと便乗させていただくと、私、前に財務省の方にも申し上げたのですけれども、税関検査はもちろん必要だというのは分かるのですけれども、全員のパスポートをチェックしているのは、多分、世界でも日本だけなのではないかと思うのですね。あそこで列ができるのって、結構気持ちがなえるのですね。入国審査で結構疲れて、やっと荷物をとったら、また税関で並ばされると。だから、あれは何かならないのですかというのをちょっと聞いたら、関税局の方も、本音で言えば、怪しい人はいろいろな意味でもう既に情報が行っていたりするので、本当に全員並んでもらう必要は、実は余りないかもしれないと言っていたのですけれども、なかなか変わらない。そういうところ。

それから、地方空港で、厚生労働省、法務省、財務省でうまく連携して何かできないかみたいなことも申し上げているのです。入国審査時間全体の短縮ですね。そういうものは、是非検討していただきたいと思います。確かにビザ免除まで行くと過激だというのは、それは私も、なかなか簡単ではないというのはわかっておりますのでと思いますね。

すみません、どうぞ。

○日本経済団体連合会 追加ですが、入管の関連では、先般日本経済団体連合会で取りまとめた「クルーズ振興に関する提言」において意見を述べてきているところです。法務省さんも、入管に関する人員を増強したいという意見がありましたので、それはおっしゃるとおりだということで、クルーズ船だけに限らず人員補強を申し上げたところでございます。

また、入管の関係で言えば、CIQのところですが、やはり日本の顔になる部分、一番初めにおもてなしをするところなので、例えば混雑していたり、あるいは適当な応対してしまうのは困るので、是非うまい形でやっていただきたいということを指摘しております。

○道垣内専門委員　大きな話になってしまいそうなのですが、今日の話の中で申しますと、御説明の中で、悪用事例が多発したことがあるというのは、寄港地上陸許可制度についてなのですか、という質問が1つ。

それから、もしこれを使って不法残留者が増えた場合のコストを考えれば、これによって得られる利益よりは相当大きいと思われまますので、プラス・マイナスを数量的に考えれば、簡単には緩和できないというのもよく分かります。その関連で、今度の改正で資料3の(9)の項目を改正されたわけですが、相当曖昧な要件ですね。1つの要件は「合理的理由」で、しかも「その他の事項から」というのが入っているので、これだけでは審査官が対応できないのではないかと思います。これをさらにブレークダウンしたマニュアルか何かがあるのですか。実際にはどうやって運用されているのでしょうか。たまたま予約便がキャンセルされましたという部分はよく分かるのですけれども、それ以外にここに該当するのはどういう場合なのか御説明いただければと思います。

○法務省（石岡入国在留課長）　道垣内専門委員から幾つか寄港地上陸許可制度について御質問があったのでお答えします。

まず、悪用の話でございますが、これは、まさに組織的に寄港地上陸で短期間、空港の近郊を観光しますという形で申請をして、それで、その後、不法残留をしたということでございまして、もちろん、我々、一件一件審査をしながら、問題があるケースというのは当時から不許可にしておったのですが、なかなか大量の申請がある中でそれを見抜けず、そして、寄港地上陸というのは、事前にビザを取らなくていいですから、ある意味、一番簡便に入国できる制度でございますから、その一番緩いところを使われて不法残留が増加したので、そこを厳格にしたということでございます。

そして、いずれにしましても、不法残留あるいは犯罪をする目的で日本に来ようとする人は、いろいろな形、一番審査の緩いところを突いてくることが多くございますから、一つでもそういう形になるとそこが狙われるということで、我々としては、全体として厳格な審査をする中で、不法残留者あるいは犯罪者の入国を阻止しよう、そのような形で取り組んでおるところでございます。

さらに、最後の御質問で、この(9)の要件が非常に抽象的ではないか、さらに、この下にもっと具体的なマニュアルがあるのかという御質問でございますが、まず、マニュアルの有無から言いますと、それは、本省から文書で指示したものはございません。ただ、各々の空港によって、その空港の色々な入国者の特徴とか、それを踏まえた上で、適切に空港のほうで定めているということは当然であろうかと思います。

抽象的に書かれているのは、やはり様々なケースについて全て対応できるように文字に書く場合、どうしてもこのような形になるのですが、いずれにしましても、寄港地上陸許

可制度の趣旨に照らして合理的な理由があれば、それについては一件一件個別に審査して、認めるものは認めるようにという趣旨でこのような要領を示しておるということでございます。

○大崎座長 ただ、ちょっと私、これを今、改めて拝見していてちょっと気になったのですけれども、これは通達ですね。それで、(8)、(9)、(10)以外については、全て根拠となる法令の条文が示されているのですが、(8)、(9)、(10)についてはそれが示されていないですね。

実は、規制改革会議全体として、この手の法令上の根拠が必ずしも明確でない簡易の規範による規制について、ちょっと洗い出して、できるだけ改善を求めていくということをおっしゃって、やや気になった次第でございます。だから、これをやめろとかそういうことを言っているのではないのですけれども、少し気になったのですが。

○法務省(石岡入国在留課長) 当然、もちろん法令に則って寄港地上陸許可を認める際にこういう要件を見なさいということでございますが、(1)から(7)までは根拠の条項を書き添えて、(8)、(9)、(10)にないのは違和感があるという座長のコメントも確かに解るところでございますので、ちょっとその部分については、この要領を変えるべきかどうかについては検討させていただければと思います。

しかし、いずれにしても、これは全て、寄港地上陸許可というのは入管法14条で、こういう場合は許可することができるかと決まっております、どういう場合に許可するかということについて、こういう形で要領で定めているということ御理解いただければと思います。

○大崎座長 今の点は法務省ですね。では、松村先生、よろしいですか。もう少し何かありましたら。

○松村座長代理 ビザの緩和措置に関しては、このように示していただいたことで結構ですし、こういうことをアピールしていけば、積極的に取り組んでいることが分かりますから、今後も定期的にこういうことを教えてください。あるいはいろいろな形でアピールしていただければと思います。

やはり本命は、一次ビザを数次ビザにするのではなくてビザの免除だと思います。極めて難しい問題である、簡単にそうするわけにはいかないということはよく分かりますが、一方で東京オリンピックに向けて日本が、政府がこんな努力をしているとアピールする機会でもありますので、今後の取組を期待しています。

以上です。

○大崎座長 どうぞ。

○後藤田副大臣 さっきも言いましたけれども、これからオリンピックに向けて緩和の方向は多分、国是なのかもしれませんが、ここにやはり警察とか観光庁もないのだけれども、やはり水際を緩めるのであれば、中で何か罪を犯そうとしても日本ではできないぞというものが同時にあわせてでないと、この議論というのは、僕は成り立たないと思ってい

るのですよ。ですから、どこに泊まっても、僕らは外国へ行くとパスポートを提示させられるじゃないですか。日本って余りそういうことがなかったように、まちなホテルとかはどうだろう。ビジネスホテルで、外国人がそんなもの提示させられないのが実態でしょう。だから、犯罪なんかを犯したとしても、警察は足どりを追えないはずなのですね。安いところは、適当に泊まらせてしまうみたいなどころもあって。それで、不法滞在は、必ず、悪いやつは悪いので。だけれども、そこを徹底的にやっているのですかとか、そこが同時にないといけないから、法務省さんだけでなく、やはり警察庁などの意見も含めて議論していかないといけないと思います。

○大崎座長 あと、すごく些細なことなのですからけれども、ちょっと気になったのが、一次ビザと数次ビザって、他の国ですと、大体数次ビザの方が手数料が高いのですけれども、日本の場合はどうしているのですか。

○外務省（石崎課長） 手数料は、数次ビザと一次ビザで違います。一次ビザはたしか日本円で3,000円、数次ビザはたしか6,000円とかで、国によって違います。国によって、要は、その国の通貨で払いますので、それによると、大体日本円で約3,000円です。数次ビザの場合は約6,000円です。ただし、二国間協定等でビザ手数料を免除している国もあります。

○大崎座長 そこは、是非、手数料も結構経済的負担になるので、そこも別にどうしろということを今、一律に申し上げるわけではないですが、是非御検討いただきたいと思います。それで、せっかく数次ビザを認めても、結局経済的負担になるから一次ビザで皆さん申請されるとかというのが現実であれば余り意味がないですし、そこは少し御検討いただければと思います。

すみません、それではちょっと時間も来ておりますので、この問題についてはこのくらいにさせていただきたいと思います。皆さんどうもありがとうございました。

それでは、説明の方に一部交代していただくところがございますので、次の議題は、在留資格及び高度外国人材ポイント制の利便性の向上に係る規制改革要望ということで、これも、日本経済団体連合会からの御要望ということで、引き続き御説明をいただきたいと思います。それから、法務省は、引き続き石岡課長、よろしく願いいたします。

それで、関係省庁ということで、経済産業省の那須野経済産業政策局産業人材政策参事官に御同席をいただいております。

それでは、もし御準備がよろしければ、日本経済団体連合会からお願いいたします。

○日本経済団体連合会 日本経済団体連合会の川口でございます。

それでは、資料1-②に従いまして、外国人材の受け入れについて、私どもの要望を御説明させていただきます。

まず、1ページでございます。外国人材の受入促進の必要性とその方策についての経団連の基本的な考えと、それに関連する今回の要望ということで御説明させていただきます。

御案内のとおり、グローバルな国境を越えた企業間の競争が非常に激化しております。

また、国内では少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会が到来しております。一方で、世界的には、人材の獲得競争、欧米であるとかアジア諸国間で人材の獲得競争が非常に激しくなっております。こういった中で、我が国の産業競争力の維持・強化を図るとともに持続的な経済成長を実現していくためには、ここに書いてありますとおり、多様な価値観、発想、知識、能力、経験、こういったものを有する外国人材を一層積極的、かつ、より幅広く受け入れるための環境を整備していくことが喫緊の課題であると考えております。

このため日本経済団体連合会では、3つ柱がございますが、1つは、専門的・技術的分野の外国人材の積極的受け入れを一層促進していくということ、それとともに、今は専門的・技術的分野とはみなされていない、評価されていない外国人材であっても、一定の技能や資格を有する幅広い外国人材を受け入れていく。そして、こういった人材が我が国に定着していくために、例えば医療とか教育とかも含めた総合的な受け入れ体制を整備していく、こういった3本柱の政策を総合的に実施していく必要があると考えております。

その中で、本日は1番目の柱の専門的・技術的分野の外国人材の積極的受入促進ということで3点ほどお願いさせていただきます。1点は、有能な外国人材が我が国でより長期にわたって活躍していただくために、その定着を図るという観点から、要望として、「高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現」ということをお願いしております。それから、2つ目は、有能な外国人材が、その持てる能力を十分に発揮していただくために、その活動を幅広く認めるという観点から、「『総合職』に適した在留資格の創設」をしていただきたいという要望でございます。3つ目が、その外国人材本人とともにやってこられる家族も含めた円滑な受け入れを促進するために、受け入れに係る手続の簡素・迅速化を図るということで、「カテゴリー1の就労系在留資格者と同居する『家族滞在』者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化」ということをお願いさせていただいております。

まず、各論の1点目、2ページでございます。高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現ということで、現在、就労を目的とする在留資格を有する者が我が国で永住許可を受けるためには、原則として引き続き10年、通算できませんので、引き続き10年以上我が国に在留していることが必要とされております。一方で、2012年5月から施行されました高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度、こちらにつきましては、次のページ、3ページ目に御参考として簡単に概要を説明しておりますが、これは、高度人材（現行の就労可能な在留資格要件を満たす者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受け入れを促進するという観点から、それぞれ、例えば「学歴」とか「職歴」とか「年収」などにポイントを設けて、そのポイントの合計が現行では70点以上に達した者に対して優遇措置を与えるというものでございます。その優遇措置の一つが、在留歴に関わる永住許可要件の緩和、2ページでございますが、ポイント制では、高度人材として活動を引き続きおおむね5年行っている場合には、永住許可の対象ということで、通常10年を5年に短縮していただい

るということでございます。

これが、先ほど申し上げましたとおり、2012年5月に施行されて、その約1年後に、ちょっと活用状況が十分ではないということもあって、制度の見直しの検討を進めた結果、2013年6月14日には、日本再興戦略において、「永住が許可されるための在留歴の短縮（現行の5年を3年とする等）といった高度人材に対する優遇制度の見直しを行い、本年中に新たな制度を開始する。」ということを開議決定いただいております。これらの中で、外国人材の年収要件等の認定基準の見直しであるとか、親・家事使用人の帯同要件の見直し等についての新たな制度、これは昨年12月から運用が開始されておりますが、永住許可の見直しについては、新たな在留資格の創設が必要とされましたので、まだ実現していないところでございます。

そこで、私どもは、こういった開議決定された5年から3年に短縮するというものを是非とも早期に実現していただきたいということが要望内容でございます。

これに対して法務省から御回答をいただいております。その中では、高度人材の永住が許可されるための在留歴の短縮に必要な措置を講じるため、本通常国会に出入国管理及び難民認定法の改正法案の提出を予定しておりますと御回答いただいております。是非、この方向で確実に進めていただきたいと思っております。

それから、2点目の要望でございます。4ページ目でございます。総合職に適した在留資格の創設ということでございます。

現状、外国人材が我が国で就労するためには、就労可能な在留資格の取得が当然必要になります。留学生の場合、留学生が我が国の企業で就職する際には、在留資格の変更が必要ということで、多くは「留学」から、文系の業務であれば「人文知識・国際業務」、それから理系の業務であれば「技術」への在留資格変更申請を行っております。その際には、原則としてそれらの在留資格の上陸許可基準に適合していることなどが求められ、この基準では、大学等の専攻分野と企業の活動内容（業務内容）の関連性が求められております。

下の「ご参考」に書いておりますとおり、例えば、在留資格「技術」の活動内容は、括弧の中に書いていますとおり、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動」でございます。この上陸許可基準は、従事しようとする業務について、当該技術もしくは知識に係る科目を専攻し大学を卒業し、この技術と知識を修得しているということで、理系の自然科学の分野に属する学問を専攻して、企業でその自然科学に属する技術と知識を要する業務に従事する、これが「技術」という在留資格でございます。

一方、「人文知識・国際業務」、この中で、特に人文知識でございますが、これは、人文科学の分野に属する知識を必要とする業務ということで、上陸許可基準では、当該知識に係る科目を専攻し大学を卒業するというところでございます。例えば、自然科学の分野に属する技術もしくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業して、企業の中で人文知識に関

わる知識をもつばら必要とする業務に従事するというときには、厳密には在留資格はないということになりますので、かつては、往々にして、例えば理系の留学生在が、我が国企業の事務系の総合職に内定をもらったという、就職指導科の先生が、君、それは転部しないと在留資格の変更は認められないぞということで、そういった運用をされておりました。ところが、それは双方にとって非常に不便だろうということで、現在では、法務省のほうで、この在留資格変更の審査においては、大学等の専攻分野と企業の活動内容の関連性につき非常に柔軟に取り扱うという措置が講じられております。

しかしながら、この関連性についての説明が必ずしも明確に行えないために、入管局から申請内容の変更を指導されたり、企業が採用対象となる留学生の範囲を限定したりする、もしくはその後の人事異動、例えば理系の学問を専攻して理系の総合職として採用した人、これは「技術」の在留資格ですが、この人を、例えば人事異動でもつばら文系の知識を必要とするような業務に異動させるというときには、その人事異動に躊躇してしまうというケースが存在しているわけでございます。

そこで、今回のお願いは、こういったいわゆる総合職に属した在留資格、文系、理系を問わず、いろいろな業務に従事できるような総合職に適した在留資格を創設すべきであるということをお願いさせていただいております。本件につきましては、日本経済団体連合会がかねてよりお願いしているところでございまして、例えば、それを踏まえて2010年3月の第4次出入国管理基本計画、これは、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の報告書等をもとに計画が策定されたものでございまして、この中でも、在留資格「人文知識・国際業務」「技術」等の見直し等の在留資格上の措置を検討すると書かれておりました、今回の規制改革要望に対する法務省の御回答でも同様の御回答をいただいております。

さらに、先週金曜日に開催されました第7回の第6次出入国管理政策懇談会で法務省から御説明いただいた資料の中で、入管法改正により今後措置する予定のものとして、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の一本化ということをお願いさせていただいております、具体的には、専門的・技術的分野における外国人材の受け入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、業務に要する知識等の学術的な区分（文系・理系）に基づく「人文知識・国際業務」と「技術」の区分を廃止し、包括的な在留資格を創設するというところで御回答をいただいておりますので、是非この方向でお進めいただければと思っております。

それから、最後になります、6ページ目でございます。カテゴリー1の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化ということです。在留資格認定証明書というのは、御案内の方が多と思いますけれども、例えば企業が外国人材を海外から招聘する際に、当該外国人材が我が国の在留資格に該当するのだということを、本人が来日する前に、企業が外国人の代理として入管局に出向いて、在留資格に該当するのだということを証明いただくものです。それが在留資格認定証明書でございます。これを企業の人事担当者は外国人本人に送って、外国人が、その方のお住まいの国の

我が国の在外公館、大使館、領事館に持って行かれて査証を取得する、その際には、この在留資格認定証明書があると、査証の交付には本国への照会不要ということで、館内限りで手続が済むということで短期に出されるということで、企業が外国から外国人材を招聘するためには、この在留資格認定証明書を大抵取っているということでございます。

ところが、これがかつては数カ月かかる場合もあり、タイムリーな人材の受け入れに支障があったということです。これにつきましても、日本経済団体連合会はかねてより、その手続の簡素・迅速化として、例えば過去3年間で不許可された例がないとか、違反事例がないような優良企業については、迅速な在留資格認定証明書の発行をお願いしております。これは当時の総合規制改革会議で取り上げていただきまして、その答申に基づいて2004年3月から、この在留資格認定証明書の交付手続については、上場企業と一定の要件を満たす機関との契約に基づいて外国人材が働くというときには、簡易に交付できる案件に振り分けて、申請受理から2週間以内に処理するという事で短縮化を図っていただいた。同時に、添付書類の簡素化もやっております。

さらに、2009年9月には、申請書類の様式の変更があったのにあわせて、さらなる簡素・迅速化措置をとっていただきまして、いわゆるカテゴリー1という、上場企業等の一定の規模を有する企業でございますが、そういったところから申請する場合には、申請書のみ、添付書類は基本不要ということで、申請書1枚でいいということで簡素化が図られるとともに、今まで2週間だったものを、10日程度をめどに迅速処理するという事をされて、外国人材御本人に関しては、非常にその手続が簡素化・迅速化されたということで、非常に感謝しているところでございます。

ただ、今回のお願いは、御本人ではなくて、その御本人と同居する家族滞在者に関する在留資格認定証明書でございます。この外国人材と同居する「家族滞在」者の場合は、在留資格認定証明書の審査の中心が、外国人御本人の場合は、その企業と外国人の関係、要するに企業の業務内容と外国人本人の大学での専攻であるとか同等報酬要件等でございますが、一方で、同居する家族滞在者の場合は、当該外国人、扶養者とその扶養家族の関係、もしくはその扶養能力等々が中心なものですから、御本人と家族滞在者の審査基準は当然異なるのですが、幸いにも法務省のほうで御配慮いただいております。外国人と同時に家族滞在者の分も在留資格認定証明書の交付申請を行ったときには、家族単位で審査を行って迅速に処理していただいているということでございます。しかしながら、必ずしも一緒に、同時申請できるという状況ではない場合が往々にしてございます。例えばお子さんが通う学校、例えば日本でのインターナショナルスクールに空きがないとか、もしくは、配偶者が働かれています、例えば引き継ぎのタイミングと御本人の行くタイミングが合わないということで、やむなく後日家族を呼び寄せることとなって申請時期が異なる事例も少なくない場合がございます。このときには、新規申請ということで通常の標準処理期間に従って処理されている。聞きますと、平均2カ月程度かかっているということでございますが、いつまでも決まらないのでフライトの便をいつ予約したらいいかわからないとか、

もしくは先に来られている御本人が不安に思われる、もしくは仕事に熱が入らないとかいろいろなことがございますので、なるべく早く家族を呼び寄せるようにしていただけないかという要望でございます。

いろいろな工夫があろうかと思いますが、いわゆるカテゴリー1に該当する機関に雇用され活動に従事する外国人の家族について、例えば当該外国人が、自分はカテゴリー1に該当する機関に雇用されているのだということを明らかにして、要するに同時申請と実質的にほとんど内容に違いがないのだということを何らかの形で明らかにして申請する場合には、仮に申請時期が異なっても、同時に申請すると同様に迅速に処理していただきたいというのがお願いでございます。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのお話に関して、法務省から御説明をお願いいたします。

○法務省（石岡入国在留課長） 法務省でございます。

専門的・技術的分野の外国人材の受入れを積極的に行うということは、日本経済の発展にも資するものと考えておりました、法務省としても、その審査手続等について、できるだけ円滑かつ適切に対応していきたいと考えておりました、その意味では、今、御説明された日本経済団体連合会さんと、基本的に向いている方向は同じであると認識しております。

日本経済団体連合会さんからいただいた御提案は具体的には3つございまして、1つ目の要望は、日本経済団体連合会様の資料の2ページ目にあります高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置において、永住許可に必要な在留歴の緩和、2つ目は、5ページでございますが、企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるための措置として、いわゆる「総合職」に適した在留資格を創設すべきである、というものです。まず、この2つの御要望につきましては、今回の入管法改正で対応したいと考えております。

法務省の資料、資料3の2枚目のところを御覧いただければと思います。これが、今回の通常国会で法務省が提出予定の出入国管理及び難民認定法、通常「入管法」と呼んでおりますが、入管法の一部を改正する法律案の概要でございまして、この法律改正の中で対応したいと思っております。

主な改正項目のところを御覧いただければと思います。主な改正項目の在留資格の整備のところでございます。まず、ポイント制の永住許可に必要な在留歴の緩和の部分は、高度外国人材の受入れ促進の部分でございますが、これは、ここに書いてあることは非常に技術的にはなるのですが、「高度専門職第1号」という在留資格と「第2号」という在留資格をつくりまして、高度専門職第2号につきましては、在留期間無期限としまして、実質永住とするような対応をすることによって、在留歴について3年に短縮して、高度人材の方については在留期間が無期限となるような、そのような形で在留できるように対応し

たいと考えております。

要望2つ目の総合職の創設についてでございますが、これは、同じ在留資格の整備関係のところの右側の真ん中のところを御覧いただけたと思いますが、在留資格「技術」、
「人文知識・国際業務」の一本化ということで、「技術」と「人文知識・国際業務」の2つの在留資格を一本化して、日本経済団体連合会様の御要望に対応するような形の在留資格を創設したいと考えておるところでございます。

○大崎座長 これは、名称は決まっているのですか。

○法務省（石岡入国在留課長） 「技術・人文知識・国際業務」という在留資格にする方向で今、考えております。

3つ目の御要望でございます。日本経済団体連合会様の資料でいうと6ページの下のところにありますカテゴリー1、これは上場企業のような企業なのですが、そこに雇用されている外国人の家族について、別の時期に申請しても同時申請と同じように早期処理するようにということでございます。この点につきまして、いろいろな資料を御覧いただいて非常に恐縮なのですが、参考資料1という資料を御覧いただければと思います。

これが各要望に対する法務省の考え方を掲げているものでございまして、最後の5ページ、ここに、本件に対する法務省の考え方が掲げられておりますので、そこを御覧いただければと思います。一番下のところでございます。2つ目の段落のところからが家族滞在の関係でございますが、「家族滞在」の在留資格については、扶養者との関係及び扶養能力が審査の中心であるため、家族単独で申請された場合については同様の措置を講じることとは困難ですが、同時申請された場合は、家族単位で審査を行い、迅速処理を行っておりますということで、ある意味、家族単独で申請された場合は、なかなか迅速処理は難しいという形で御回答させていただいておったところではございますが、再度、法務省の中で検討させていただきまして、先程、日本経済団体連合会様がおっしゃられたようなケースについては、工夫すれば迅速処理ができるのではないかと結論に至っております。配偶者の方が上場企業、カテゴリー1と称していますが、そこに在職していることがわかる何らかのものをお出しいただくことにより、家族だけであっても、審査については、通常の審査よりも迅速に処理できようかと思われまますので、そこはさらに工夫させていただいて、迅速な処理に努める方向で今後検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと議論に入りたいと思うのですが、冒頭、いかがでしょうか、せっかく来ていただいているので、奈須野参事官、何かありましたら御発言を。

○経済産業省（奈須野参事官） はい。今回の出入国管理法の改正案の中身につきましては、かねてよりいただいている日本経済団体連合会さんからの御要望をほぼ満額回答しているということで、評価できる内容ではないかと思っております。

一方で、今後の高度人材の受け入れということになりますと、入管法だけでは十分では

ないというのは明らかでございまして、先ほど川口さんから少し触れておられましたけれども、子育て環境とか教育環境の整備としてのインターナショナルスクールとか、あるいはインターナショナル保育所とか、そういったものを整備するとか。

あるいは、就労を始めるとどうしても課税の問題が生じてしまうのですが、5年以上日本にいとグローバルな所得に課税されることとなりますので、場合によっては二重課税の状態になると。仕組みとしては外国税額控除という仕組みがあるのですが、個人にはなかなか使いづらいということで、そこを改善していく必要があるのかなと思っております。

それから、もう一つは、3点目は社会保障なのですけれども、日本では社会保障の掛け金を払った後、多くの高度人材の方はお国に戻られることになるのですけれども、その場合に、不払いとか、掛け金を払っていないということになりますと、そもそも日本で就労するのが難しくなりますので、やはり社会保障協定の締結国を拡大して、老後の心配なく就労できるというような環境を整備していくことが必要かと思っております。

以上、入管法につきましては、そこそこ達成されていると思いますが、その他残された課題も幾つかあるということでございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか、委員の皆様。

○道垣内専門委員 この御要望の件に関する限りは、かなり先が見えているといたしますか改善が見えているようですね。この分野には明るくないので知りたいのですが、カテゴリー1という日本の上場企業を中心とするところに勤務しようとする者の配偶者にはこのような措置がとられるわけですが、外資系の会社とか、あるいは法律事務所とか、カテゴリー1に該当しないところに勤めようとしている外国人で、その人自身が技術者であればまた別のカテゴリーがあるのでしょうか、そうでなく、一般職員として入ろうという人の配偶者に対しては、格別の措置はないのでしょうか。

もしないとしますと、日本経済団体連合会としては主たる関心事項ではないのだろうと思うのですが、日本企業と外国企業等との関係で差別になって、日本企業のほうが就職しやすくなってしまわないかと思うのですが、その点いかがなのでしょうか。

○法務省（石岡入国在留課長） 法務省でございます。就労を行う場合、所属企業をカテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3、カテゴリー4といったカテゴリーに分けて、それぞれ必要な書類、提出していただく書類について、違いを設けておるところでございます。

そういう中で、現在、カテゴリー1とカテゴリー2、カテゴリー2は一定の規模以上の従業員数がある企業、すなわち大企業等がこれに該当しますが、この2つのカテゴリーにつきましても、その方がそこで雇用されているということが分かれば、そこで本来の活動を安定的・継続的にされるのかどうかということについて確認するための必要書類が他の場合に比べて少なくなりますので、そういう意味で提出書類を緩和して、さらに処理期間も

短縮しております。

家族については、現在は、その本人と同時申請される場合について迅速処理しておるところでございますが、今後につきましては、カテゴリー1だけではなくて、カテゴリー2についても、当然同じような取扱いができようかと考えておりますので、外資系企業であってもカテゴリー1やカテゴリー2に該当する場合は、そこは同じような形で今後対応することになるかと思えます。

○道垣内専門委員 そうすると、大企業には外資系の会社も入っている、その日本支店も入っているということですね。

○法務省（石岡入国在留課長） もちろん入っておるということでございます。

○道垣内専門委員 法律事務所とか会計事務所みたいなものには、非常に専門的なものだけでも、大きくはないところはカテゴリー2には入りそうにないですね。できるだけフラットな競争状態をつくってあげることがいいと思うので、その辺りも御配慮いただければと思います。

○法務省（石岡入国在留課長） お考えの方向性はまさに我々と同じだと思います。我々そのように区別を設けておりますのは、やはりその方がそこに勤められて活動される際、その活動が本来の目的に沿った形で安定的に、継続的にできるかどうかを確認する、その必要性に応じてお出しいただいている書類の内容を変えておりますし、さらに、審査についても確認する事項がそれぞれ違いますので、その結果として審査時間も変わってきているということでございます。そういう中で、適正な活動を安定的・継続的に行っていただけることの蓋然性が高い、そのような形の企業であれば、当然、同じように簡素な形の提出書類に基づいて審査をしていく方向になるかと思えます。

○大崎座長 この後半の話題も私、非常に関心があるのですが、いろいろ前向きな対応をさせていただいているのはよく分かったのですが、私は個人的にも、外国人留学生を積極的に受け入れている大学院の客員教員などというものを複数やっていたりするものですから、日本にどんどん留学生がやってきて、日本で勉強し、日本のことをよく知り、さらに日本を好きになってくれることが、日本の国際的地位の向上にもものすごく重要だと思っておるのですね。

ところが、残念ながら、やはり日本に留学する外国人の数というのはそんなに増えないのですが、その一つの理由は、やはり日本で就職が難しいというお話を聞くのですよ。これは、過去数年の経済状況というものも大いに影響していると思うのですが、もしかすると、例えばさっき話題に出ていたこの総合職に適した在留資格みたいな問題もネックになっていたのかなという感じがちょっといたしました。

これは改善していただくということにはよく分かったのですが、非常に気になったのが、2010年3月の基本計画で検討するというようになっていたものが、2014年の通常国会で改正されると。こんなことを言うとちょっと問題を軽く見過ぎていると言われるかもしれませんが、たかだか2つの資格を一つにまとめるだけのことに4年半もかかるというのは、

ちょっと何があったのかなと思ってしまうのですが、どういう経緯でこんなに時間がかかったのかというのをちょっと教えていただけませんかでしょうか。

○法務省（石岡入国在留課長） もちろんできるだけ早くということはおっしゃるとおりだと思います。そのような中で、法律の改正ということにつきましては、様々な検討、手続を踏まなければいけないということもございまして、結果として、今回の通常国会に、他の様々な改正事項と合わせて提出することになったということで御理解いただければと思います。

○大崎座長 なるほど。今後も、是非日本の大学に留学した外国人学生が、日本国内で引き続き働き、日本経済に貢献していくということをやりやすくする環境整備に法務省としても、これは文部科学省とかにもお願いしなければいけないことなのかもしれませんけれども、法務省としても是非前向きに取り組んでいただきたいと思う次第です。

いかがですか。道垣内先生、よろしいですか。

それでは、よろしいですか。日本経済団体連合会から何か追加でございますか。

○日本経済団体連合会 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○大崎座長 それでは、まだ若干時間はございますが、この話題についてはこのくらいにさせていただきたいと存じます。皆様、お忙しい中、御参集いただきましてどうもありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項があればお願いいたします

○大川次長 はい。次回の貿易・投資等ワーキング・グループの開催につきましては、また、追って事務局から御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

○大崎座長 それでは、これで会議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。